

国際税務支援等リレー論文

新連載

第1回

千葉商科大学客員教授（会計ファイナンス科）
(国際税務支援サービス税理士法人 顧問)

税理士 与良 秀雄

国外転出時課税制度のあらましについて

連載開始に当たって

2016年7月号から12月号までの月刊『税理』で「国際税務の現状と動向」という標題で6回にわたり記事を連載し、円滑な国際税務を実現していくためにはどうあるべきかといった思いを自由に述べさせていただきました。今回、同じような思いを共有する皆さんと協力して、国際税務等の支援となる記事を『国際税務支援等リレー論文』というタイトルで連載していくことになりました。

担当する執筆者は、国税庁等で国際税務をはじめとした実務を担ってきた専門家や内外の大学で研究を続ける皆さんです。国際税務を中心とした税務の円滑化を願い、心のこもった記事を掲載していきたいと執筆者一同考えています。各執筆者の真摯な思いが読者の皆様に伝わることを願います。

伏見 傑行（日本大学大学院経済学研究科教授）

(執筆予定)

- 8月号 与良秀雄（税理士）
- 9月号 澤田 耕（税理士）
- 10月号 金森 勝（税理士）
- 11月号 石黒秀明（千葉商科大学教授）
- 12月号 馬 欣欣（一橋大学准教授）
- 1月号 井口眞孝（税理士）
- 2月号 楊 華（中国中央財經大学財税学院教授）
- 3月号 田地野幹雄（上武大学教授）

はじめに

昨年6月2日の夕刊に「国税庁はまた、1億円以上の有価証券を保有する人が海外移住する際に資産の含み益に課税する国外転出時課税制度について、15年7月の導入から同12月までに、43人の含み益計93億円が対象とな

ったと明らかにした。」という記事が載った。平成27年7月1日から施行された国外転出時課税制度のことである。導入当初半年間に係る件数、含み益の金額であるが、「そもそも申告した人がいたんだ」から「こんな程度か」まで、感想が分かれる内容だったと思う。株式等のキャピタルゲイン課税は、株式等

の売却等によりキャピタルゲインが実現した時点で、株式等を売却した納税者が居住している国において課税されることが原則となっている。こうした仕組みを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したまま国外転出し、キャピタルゲイン非課税国において売却することにより課税逃れを行うことが可能となっている。そこで、平成27年度税制改正において、主要国と足並みをそろえる形で日本においても、一定の国外転出者に対して、国外転出直前に対象資産を譲渡してこれを同時に買い戻したものとみなして、その未実現のキャピタルゲインに課税する国外転出時課税制度が創設されたものである。

この国外転出時課税制度は、「国外転出時課税制度」「国外転出（贈与）時課税制度」「国外転出（相続）時課税制度」に分かれ、それぞれ「転出者」「贈与者」「被相続人」という通常、納税義務者とならない者を納税義務者とし、加えて未実現の「含み益」に対してみなし課税が行われるため、実務的にも注意すべき点がいくつかある。このため、本稿では、まだ馴染みの薄いこの制度について、その基本的事項（あらまし）を解説するものである。

I 国外転出時課税制度

1 納税義務者・課税の対象

(1) 国外転出時課税は、どのような制度か？
国外転出時課税は、国外転出をする時点で1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産を所有等している一定の居住者に対して、国外転出の時に、国外転出時の価額又は国外転出の予定日の3か月前の日の価額で対象資産の譲渡等があったものとみなして、その対象資産の含み益に対して所得税が課税される制度で、平成27年7月1日以降

プロフィール

与良 秀雄（よら・ひでお）

税理士。国税庁、関東信越国税局等において、主に資産税事務に従事。
現在、資産税等の支援を行うほか、資産税関係の書籍・記事の執筆、各種セミナー・研修会での講師等として活動。

に国外転出をする場合に適用される（所法60の2①～③）。

なお、「国外転出」とは国内に住所又は居所を有しなくなることをいう。

(2) 「一定の居住者」とは？

国外転出をする居住者で、次のいずれにも該当する者をいう（所法60の2⑤）。

① 国外転出の時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上であること。

② 原則として国外転出の日前10年以内において、国内在住期間が5年を超えること。

(3) 「対象資産」とは？

「対象資産」とは、有価証券（株式等）、匿名組合契約の出資持分、未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引が該当する。この場合、含み損のある有価証券や国外で保有している有価証券についても対象となる（外貨建て有価証券については、対顧客直物電信売・買相場の仲値TTMにより円換算）。

なお、本稿では、誌面の都合上、対象資産の中心である株式等を所有しているケースで以下説明していく。

(4) 株式等の価額の算定は？

株式等の価額は所得税基本通達23～35共一9により算定する。

① 上場株式

金融商品取引所の公表する最終価格

(2) 気配相場のある株式

　　気配相場（日本証券業協会）

(3) 取引相場のない株式

　　i 売買実例のあるもの

　　適正と認められる価額

　　ii 類似会社の株式の価額のあるもの

　　その価額に比準した価額

　　iii i, ii に該当しないもの

　　その株式の発行会社の1株当たりの純資産価額等を参考して通常取引されると認められる価額

　　ただし、取引相場のない株式の価額の算定に当たって、一般的には「1株当たりの純資産価額を参考して通常取引されると認められる価額」によることになるが、その具体的算定方法が明らかでないことから、法人に対する資産の贈与や低額譲渡の場合のみなし譲渡（時価課税）の場合と同様に、以下の同通達59-6の算定によることとしている。

(1) 財産評価基本通達178から189-7までに定める例により算定（②以下によることを条件）。

(2) 国外転出者が「同族株主」に該当するかどうかは、その保有議決権数により判定すること。

(3) 国外転出者が「中心的同族株主」に該当するときには、その発行会社は常に小会社として評価（純資産価額方式又は併用方式（L=0.5））すること。

(4) その発行会社の純資産価額の算定に当たって、土地、上場株式はその時の価額とし、簿価との評価差額に対する法人税相当額は控除しないこと。

(5) 「含み益」の計算は？

国外転出の時において所有している株式等のすべてについて譲渡があったものとみなして、その譲渡価額からその株式等の取得費（取得価額）を控除して計算する。この含み益の計算は、上場株式と非上場株式の別に行い、その結果、平成28年分以後、上場株式の含み益の計算において譲渡損失が生じた場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の損益通算（配当所得等）と譲渡損失の繰越控除の特例を受けることができる。

なお、別々に行った非上場株式と上場株式の含み益の計算において、いずれかに譲渡損失が生じた場合でも、平成28年分以降、他方の譲渡益との通算（相殺）はできないので注意が必要である。

（注）平成27年分については、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例は適用することはできないこととされていた。

(6) いつまでに申告するのか？

① 国外転出の時までに納税管理人の届出をした場合

　　翌年の確定申告期限まで（国外転出時の価額）

② 納税管理人の届出をしないで国外転出をする場合

　　国外転出の時まで（国外転出の予定日の3か月前の日の価額）

(7) 国外転出時課税の対象となった株式等の取得価額の付替えは？

　　国外転出時課税の適用を受けて「含み益」に課税された後に、その適用を受けた株式等を譲渡した場合、その株式等の取得価額は、国外転出時にその「含み益」の計算の基礎となった価額（譲渡価額）に付け替わる。

2 納税猶予の特例（納付が困難な場合）

(1) 国外転出時課税の納税猶予の特例とは？

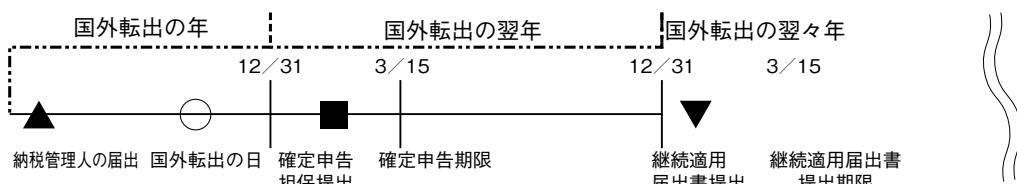
国外転出時課税の対象となった者が、一定の手続きを行った場合には、国外転出時課税の適用により納付することとなった所得税について、国外転出の日から5年間納税を猶予することができる。

納税猶予の特例を受けるメリットは、①国外転出時点においての税負担を回避できること、②国外転出後で納税猶予期間中に株式等の譲渡があった場合の譲渡価額が国外転出時より下落している場合には再計算できること、③納税猶予期間満了日の株式等の価額が国外転出時より下落している場合には再計算できること等である。

(2) 国外転出時課税の納税猶予の適用を受けるための手続きは？

国外転出時課税の納税猶予の適用を受けるためには、まず、国外転出の時までに所轄税務署へ納税管理人の届出をする必要がある。

また、国外転出時課税の届出をする年分の確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）『確定申告書付表』」及び「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を添付し、その確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額及び利子税額に相当する担保を提供する必要がある（所法137の2①、③）。



(3) 納税猶予期間中の手続きは？

納税猶予期間中は、各年の12月31日において所有している対象財産について、引き続き納税猶予の特例の適用を受けたい旨などを記載した「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」を翌年3月15日までに所轄税務署へ提出する必要がある（所法137の2⑥）。

(4) 納税猶予期間中に株式等を譲渡したときは？

納税猶予期間中に国外転出時課税の対象となった株式等を譲渡した場合、納税猶予分の所得税額のうちその譲渡をした部分の金額に応じた所得税について納税猶予の期限が確定

するため、譲渡した日から4か月以内に、利子税と併せて納付する必要がある（所法137の2⑤、⑫）。この場合、その譲渡があった日から4か月以内に、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」を所轄税務署へ提出しなければならない（所令266の2⑤）。

（注）利子税の割合は、平成27年と28年は年1.8%，平成29年は年1.7%となっている。

(5) 株式等の譲渡価額が国外転出時よりも下落している場合は？

その下落した価額で国外転出の時に譲渡したものとみなして、国外転出時課税の申告を

再計算することができる。手続きは、その譲渡の日から4か月以内に更正の請求をして、所得税を減額する。

(6) 納税猶予期間が満了した場合はどうなるのか、また手続きは？

納税猶予の特例の適用を受けた者は、納税猶予期間の満了日（国外転出の日から5年、期限延長する場合は10年）の翌日以後4か月を経過する日までに納税を猶予されていた所得税及び利子税を納付する必要がある（所法137の2①）（免除されるわけではないので、注意が必要）。

また、納税猶予期間の満了日において、国外転出の時から引き続き所有等している株式等の価額が国外転出の時の価額よりも下落している場合には、国外転出の時に納税猶予期間の満了日の価額で譲渡等したものとみなして、国外転出時課税の申告をした年分の所得税を再計算することができる（所法60の2⑩）。手続きは、納税猶予期間の満了日から4か月以内に更正の請求をすることで、所得税を減額する（所法153の2③）。

3 国外転出時課税が取り消される場合

次のような場合には国外転出時課税を取り消すことができる。手続きは、帰国などをした日から4か月以内の更正の請求による。

① 国外転出時課税の申告をした者が国外転出の日から5年以内に帰国した場合、その帰国の時まで引き続き所有等している株式等については、国外転出時課税の適用がなかったものとして、課税の取り消しができる（所法60の2⑥一）。

② 国外転出の日から5年以内に国外転出時において有していた株式等を居住者に贈与した場合や、国外転出時課税の申告をした者が死亡し、その死亡した者が国

外転出をした日から5年以内に、その国外転出時において有していた株式等を相続又は遺贈により取得した相続人又は受遺者の全てが居住者となった場合も、国外転出時課税の適用がなかったものとして、課税の取消しをすることができる（所法60の2⑥二、三）。

ただし、対象資産の所得の計算につき、その計算の基礎となるべき事実の全部又は一部について、隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく所得については、課税の取消しをすることはできない（所法60の2⑥ただし書）。

II 国外転出（贈与）時課税制度

1 紳士義務者・課税対象

(1) 国外転出（贈与）時課税は、どのような制度か？

国外転出（贈与）時課税は、贈与をする時点で1億円以上の対象資産（株式等）を所有等している一定の居住者が、国外に居住する親族等（非居住者）へ株式等の全部又は一部を贈与したときに、その贈与した株式等の含み益に対して贈与者に所得税が課税される制度で、平成27年7月1日以降に行われる贈与に適用される（所法60の3①～③）。

(2) みなし贈与に該当する場合でも国外転出時課税の対象？

国外に居住する親族等（非居住者）に対して株式等の低額譲渡が行われ、相続税法7条に基づきその譲渡を受けた者にみなし贈与が課税されるような場合等でも、国外転出（贈与）時課税制度は、現行法上、「贈与」と規定しているだけなので、その課税の対象とはならない可能性が高いと思われる。

（注） 所得税法9条1項16号では、「……贈与

により取得するもの（相続税法…の規定により…個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）と規定している。

(3) 「一定の居住者」「対象資産」「株式等の価額の算定」「含み益の計算」「取得価額の付替え」は？

国外転出時課税制度に同じ。

(4) いつまでに申告するのか？

贈与をした日の属する年の翌年の確定申告期限まで

2 納税猶予の特例

(1) 国外転出（贈与）時課税の納税猶予の特例とは？

国外転出（贈与）時課税の対象となった者が、一定の手続きを行った場合には、国外転出（贈与）時課税の適用により納付することとなった所得税について、贈与の日から5年間納税を猶予することができる。

納税猶予の特例を受けるメリットは、①贈与時の税負担を回避できること、②納税猶予期間中に株式等の譲渡があった場合の譲渡価額が贈与時より下落している場合には再計算できること、③納税猶予期間満了日の株式等の価額が贈与時より下落している場合には再計算できること等である。

(2) 国外転出時（贈与）課税の納税猶予の適用を受けるための手続きは？

国外転出（贈与）時課税の申告をする贈与者が、その申告をする年分の確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）**《確定申告書付表》**」及び「国外転出をする場合の譲渡所得等の特

例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を添付し、その確定申告書の提出期限までに、納税を猶予される所得税額及び利子税額に相当する担保を提供する必要がある。

(3) 紳税猶予期間中の手続きは？

納税猶予期間中は、各年の12月31日において所有している対象財産について、引き続き納税猶予の特例の適用を受けたい旨などを記載した「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」を翌年3月15日までに所轄税務署へ提出する必要がある。

(4) 紳税猶予期間中に株式等を譲渡したときは？

受贈者が納税猶予期間中に国外転出（贈与）時課税の対象となった株式等を譲渡した場合、納税猶予分の所得税額のうちその譲渡をした部分の金額に応じた所得税について納税猶予の期限が確定するため、譲渡した日から4か月以内に、利子税と併せて納付する必要がある（所法137の3⑥）。この場合、その譲渡があった日から4か月以内に、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」を所轄税務署へ提出しなければならない（所令266の2⑤）。

なお、その贈与された株式等を譲渡した受贈者は、「有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約について譲渡等をした旨の通知書」（様式なし）を譲渡があった日から2か月以内に贈与者に対して通知しなければならない（所法60の3⑨）。

(5) 「株式等の譲渡価額が贈与時よりも下落している場合は？」「納税猶予期間が満了

した場合はどうなるのか、また手続きは？」

国外転出時課税制度に同じ。

3 国外転出（贈与）時課税が取り消される場合

次のような場合には国外転出（贈与）時課税を取り消すことができる。手続きは、帰国などをした日から4か月以内の更正の請求による。

① 受贈者である非居住者が、贈与の日から5年以内に帰国をした場合、その帰国の時まで引き続き所有していた株式等については、贈与者は、国外転出（贈与）時課税の取り消しをすることができる。

② 贈与の日から5年以内に受贈者が株式等を居住者に贈与した場合や受贈者が死亡し、その死亡した受贈者から相続又は遺贈により株式等を取得した相続人又は受贈者のすべてが居住者となった場合も国外転出（贈与）時課税の適用がなかったものとして、課税の取り消しをすることができる（所法60の3⑥二、三）。

(注) 「I 国外転出時課税制度」の「3 国外転出時課税が取り消される場合」のただし書きに注意が必要。

III 国外転出（相続）時課税制度

1 納税義務者・課税対象

(1) 国外転出（相続）時課税は、どのような制度か？

国外転出（相続）時課税は、相続開始の時点で1億円以上の対象資産（株式等）を所有等している一定の居住者が死亡し、国外に居住する相続人又は受贈者（非居住者）がその株式等の全部又は一部を相続又は遺贈により取得した場合は、その相続又は遺贈の時に取

得した株式等の含み益に対して被相続人に所得税が課税される制度で、平成27年7月1日以降の相続又は遺贈に適用される（所法60の3①～③）。

(2) 遺産が未分割の場合はどうか？

遺産が未分割の場合でも(1)に該当する場合には、民法の規定による相続分の割合に従つて非居住者である相続人等に対象資産の移転があったものとして、被相続人が国外転出（相続）時課税の対象となる。

(3) 国外転出（相続）時課税の申告はいつまでにするのか？

国外転出（相続）時課税は、相続開始のあったことを知った日の翌日から4か月以内に、相続人全員で、その年の各種所得に国外転出（相続）時課税の適用による所得（含み益）を含めて被相続人の準確定申告書及び納税をする必要がある。

(4) 「一定の居住者」「対象資産」「株式等の価額の算定」「含み益の計算」「取得価額の付替え」は？

国外転出時課税制度に同じ。

2 納税猶予の特例

(1) 国外転出（相続）時課税の納税猶予の特例とは？

国外転出（相続）時課税の対象となった者が、一定の手続きを行った場合には、国外転出（相続）時課税の適用により納付することとなった所得税について、贈与の日から5年間納税を猶予することができる。

納税猶予の特例を受けるメリットは、①国外転出（相続）時の税負担を回避できること、②納税猶予期間中に株式等の譲渡があった場合の譲渡価額が相続開始時より下落している場合には再計算できること、③納税猶予期間満了日の株式等の価額が贈与時より下落して

いる場合には再計算できること等である。

(2) 国外転出（相続）時課税の納税猶予の適用を受けるための手続きは？

国外転出（相続）時課税の納税猶予の適用を受けるためには、まず非居住者である相続人の全員が準確定申告書の提出期限までに納税管理人の届出をする必要がある。

次に、国外転出（相続）時課税の申告をする相続人が、国外転出（相続）時課税の申告をする準確定申告書に納税猶予の特例の適用を受けようとする旨を記載するとともに、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）『確定申告書付表』」及び「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を添付し、その提出期限までに、納税を猶予される所得税額及び利子税額に相当する担保を提供する必要がある。

(3) 納税猶予期間中の手続きは？

納税猶予期間中は、各年の12月31日において所有している対象財産について、引き続き納税猶予の特例の適用を受けたい旨などを記載した「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」を翌年3月15日までに所轄税務署へ提出する必要がある。

(4) 紳税猶予期間中に株式等を譲渡したときは？

相続人が納税猶予期間中に国外転出（相続）時課税の対象となった株式等を譲渡した場合、納税猶予分の所得税額のうちその譲渡をした部分の金額に応じた所得税について納税猶予の期限が確定するため、譲渡した日から4か月以内に、利子税と併せて納付する必

要がある（所法137の3⑥）。この場合、その譲渡があった日から4か月以内に、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」を所轄税務署へ提出しなければならない（所令266の3⑫）。

(5) 「株式等の譲渡価額が贈与時よりも下落している場合は？」「納税猶予期間が満了した場合はどうなるのか、また手続きは？」

国外転出時課税制度に同じ。

3 国外転出（相続）時課税が取り消される場合

次のような場合には国外転出（相続）時課税を取り消すことができる。手続きは、帰国などをした日から4か月以内の更正の請求による。

① 相続人である非居住者が、相続開始の日から5年以内に帰国をした場合、その帰国の時まで引き続き所有していた株式等については、相続人は、被相続人の国外転出（相続）時課税の取り消しをすることができる（所法60の3⑥一）。

② 相続の日から5年以内に非居住者である相続人が株式等を居住者に贈与した場合や非居住者である相続人が死亡し、その死亡した相続人から相続又は遺贈により株式等を取得した相続人又は受遺者のすべてが居住者となった場合も国外転出（相続）時課税の適用がなかったものとして、課税の取り消しをすることができる（所法60の3⑥二、三）。

③ 遺産分割が確定していないため民法の規定による相続分の割合に従って非居住者である相続人に株式等の移転があったものとして国外転出（相続）時課税の申

告をした後、遺産分割が確定したことにより、非居住者である相続人が取得する株式等の相続分が申告内容と異なる場合には、減額することができる（なお、税額が増加する場合には修正申告書を提出する必要がある。いずれも期限は遺産分割が確定してから4か月。）（所法153の5、151の6）。

おわりに

最近、国外転出時課税制度の平成28年分の申告状況が国税庁から公表され、申告件数は99件と順当に平成27年半期分の2倍となる一方、含み益は1,013億7,400万円と10倍余の大変な増加となったとのことである。

「国外転出時課税」「国外転出（贈与）時課税」「国外転出（相続）時課税」制度は、課税当局の捕捉が難しいという問題があると

思うが、その点はさておき、仮に転出時等に所得税の申告を行わないで、後になって課税当局から決定等された場合には、納税の猶予の適用がないために、譲渡価額が下落した場合の再計算等ができるないという不利益を被る恐れもある。また、国外転出や贈与の場合は事前準備も可能であるが、相続は、突然に発生する場合もあり、かつ、多額の株式等を有し遺産分割協議がまとまらないケース（未分割）で相続人が非居住者の場合も相当数あることから、実務に携わる方々は、この制度の適用の有無に対して十分注意を払うことが必要である。

なお、本稿では触れなかったが、株式等の含み益を計算する際の取得費の算定が困難なケースも十分想定されるので、財産債務調書の提出義務のない方についても併せて注意が必要である。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成___年分】

整理番号

平成二十八年

月一日以後国外転出・贈与・相続開始用

住所				フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)			職業	関与税理士名 (電 話)	()

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内における国内在住期間
□ 国外転出の場合 (所法60条の2)	□ 有	□ 国外転出の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	□ 無	□ 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3ヶ月の日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
□ 贈与、相続又は遺贈の場合 (所法60条の3)	□ 有	□ 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	□ 無	□ 相続開始の日	平成 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区分	氏名	住所（又は居所）
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		
□ 受贈者		
□ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
	総合譲渡 短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

（注） 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分	① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円
	雑所得（その他）		
	総合譲渡 短期		
	長期		
分離課税	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	先物取引		

（注） 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資 6-100-A 4 統一) H28.11

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

(注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の第2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。））

(注1) 所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の⑧の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注2) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額(所得法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)は、その適用後の金額)の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得法第60条の2第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)は、記載しません。

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

(注) 税額特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「仮額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。